

別表 2

古河市スポーツ協会 加盟団体助成金交付に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、古河市スポーツ協会加盟団体（以下「加盟団体」という。）の強化発展を図るため、団体運営経費の一部を助成することに関し定める。ただし、スポーツ少年団及び小中体育連盟を除く。

(助成金の種別及び金額)

第2条 助成金の種別及び金額は下記のとおりとする。

種 別	助成金の額
均等割助成金	加盟団体の会員登録人数が 90 人以上は 30,000 円、 90 人未満は 20,000 円
人数割助成金	加盟団体の会員登録人数が 90 人以上は 1 人当たり 200 円×会員登録人数 加盟団体の会員登録人数が 90 人未満は 1 人当たり 300 円×会員登録人数

2 均等割及び人数割助成金の加盟団体会員登録人数の基準は、毎年6月1日現在の登録人数を原則とする。(スポーツ少年団員及び小中学校体育連盟登録者は、人数に含めないものとする。)

(助成金の交付限度額)

第3条 助成金の交付限度額は、当該年度の予算の範囲内とし、均等割助成金と人数割助成金の合計が 280,000 円を超えた場合は、280,000 円を限度とする。

(補則)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

付 則

この規程は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 5 月 24 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。